

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和四年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称		変更の内容		変更のあった農産物検査員
佐伯中央農業協同組合	追加	氏名	農産物検査を行う農産物の種類	
抹消	追加	氏名	農産物検査を行う農産物の種類	
河井 真一	栗田 翔吾	佐藤 寿光	もみ、玄米	
もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米	
令和四年六月二十〇日		変更年月日		